

青森県立美術館舞台芸術事業高度化業務企画提案公募審査基準

(目的)

第1 この基準は、青森県立美術館舞台芸術事業高度化業務について、各提案者からの企画提案の評価に関する基準を定めることを目的とする。

(評価の方法)

第2 評価は、企画提案書の内容を書面審査により評価することとする。

(評価方法)

第3 青森県立美術館舞台芸術事業高度化業務の企画提案協議の審査員は、次の項目について評価を行い点数化（1点（悪い）・2点（やや悪い）・3点（適正）・4点（やや良い）・5点（大変良い））し、評価項目毎の倍率をかけた点数の合計を各審査員の評価点とする。（50点満点）

評価項目	評価基準	倍率
実施体制と企画の進め方	・実施体制が整っているか。 ・脚本、演出を担う者の実績は十分か。	3
スケジュール	・業務を円滑に実施できるスケジュールとなっているか。 ・青森県立美術館（以下「美術館」という。）の他のスケジュール（企画展等）を考慮しているか。	1
企画内容	・美術館並びに美術館アレコホールで実施する企画内容にふさわしいか。 ・美術館がこれまで実施してきた舞台芸術事業の意図や目的を踏まえた内容となっているか。 ・アレコ舞台背景画の効果的な活用が図られているか。 ・美術館の施設の特性を考慮しているか。作品の保護及び鑑賞（アレコホール）の妨げとなる内容となっていないか。	4
提案者が実施する強み・メリット	・提案者が実施することによって、他者よりもどのような点で強みやメリットがあるのか。	1
コストの妥当性	・経費積算は、美術館の予算を勘案して適切になされているか。	1

2 各審査員の評価点数を提案者ごとに集計した結果をもとに、上位1位となる提案者を契約予定者として選定する。なお、上位1位となる提案者が複数ある場合は、美術館が決定する。